

九州短期大学共創プラットフォーム新規参画協定書

（目的）

第1条 この協定は、九州短期大学共創プラットフォーム（以下「連携プラットフォーム」という。）における経営改革に関する学校運営面・教学面において、人的リソースや各種システムの共同化等を通じて、複数の短期大学が強固な連携関係を構築し、効果的・効率的な短期大学運営を実現するとともに、運営機能の共同化・高度化を図る経営改革を推進するという目的に賛同し、新たに参画する九州内の短期大学がその趣旨に基づき活動に加わることを目的とする。

（構成）

第2条 連携プラットフォームの組織は、連携校の学長及び教職員をもって構成する。なお、必要に応じ、協力機関又は外部参画機関を設けることができる。

（活動）

第3条 連携プラットフォームは、第1条の目的を達成するため、連携校の構成員が次に掲げる活動を行う。

- (1) カリキュラムの共通化に関する事項
- (2) 教員の相互活用に関する事項
- (3) 学生活動等の相互支援に関する事項
- (4) 事務機能の合理化・効率化に関する事項
- (5) 教職員の能力向上に関する事項
- (6) 施設・設備の共同利用に関する事項
- (7) その他連携プラットフォームの事業推進に関する事項

（統括委員会）

第4条 事業実施体制の運営方針や事業実施等に関する事項を審議し、外部評価を行うために、連携校の学長をもって組織する。

（推進委員会）

第5条 前条の統括委員会のもとに、推進委員会を置き推進委員会は、連携校の本事業担当者をもって組織し、事業の企画立案、各部会の活動内容の集約調整、管理運営及び自己点検・評価を行う。

（部会）

第6条 前条の推進委員会のもとに、財務調整部会、教学システム部会、人的リソース部会、地域連携部会、学生支援部会を置き、連携校は部会を分担して主担当となる。

（自己点検評価・外部評価）

第7条 連携プラットフォームの目的達成や事業の進捗状況等を把握し、事業の適切な修正のため、自己評価を行うとともに外部評価を受ける。

（情報の保持）

第8条 この協定に基づき連携を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報

を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（経費）

第9条 連携プラットフォームの統括委員会、推進委員会、部会への出席に係る旅費等については、それぞれの参加校の負担とする。

（事務局）

第10条 連携プラットフォームの代表校を西九州大学短期大学部とし、連携校の集約事務処理は西九州大学短期大学部事務局において処理する。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和12年3月31日までとする。ただし、本協定は、有効期間満了の90日前までに参画機関から文書により終了の申出がない限り、更に1年ごとに自動的に延長されるものとする。

（補則）

第12条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は、本協定に定めのない事項については、連携校が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、新たに参画する連携校の代表者が署名の上、代表校と新規参画連携校が各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

西九州大学短期大学部 学長 福 元 裕 二

長崎短期大学 学長 安 部 恵 美 子

長崎女子短期大学 学長 橋 本 剛

新規参画連携校

代表者 _____

九州短期大学共創プラットフォーム新規参画協定書

（目的）

第1条 この協定は、九州短期大学共創プラットフォーム（以下「連携プラットフォーム」という。）における経営改革に関する学校運営面・教学面において、人的リソースや各種システムの共同化等を通じて、複数の短期大学が強固な連携関係を構築し、効果的・効率的な短期大学運営を実現するとともに、運営機能の共同化・高度化を図る経営改革を推進するという目的に賛同し、新たに参画する高等教育機関（ただし、九州内の短期大学を除く。）がその趣旨に基づき活動に加わることを目的とする。

（参画の位置づけ）

第2条 新規に参画する高等教育機関（以下「協力機関」という。）は、既存の連携プラットフォーム協定書（令和7年3月25日締結）の目的及び趣旨を共有し、連携校と協力して本プラットフォームの推進に資するものとする。

（活動）

第3条 協力機関は、第1条の目的を達成するため、連携プラットフォームの構成員と協力し、次に掲げる活動に参画することができる。

- (1) カリキュラムの共通化に関する事項
- (2) 教員の相互活用に関する事項
- (3) 学生活動等の相互支援に関する事項
- (4) 事務機能の合理化・効率化に関する事項
- (5) 教職員の能力向上に関する事項
- (6) 施設・設備の共同利用に関する事項
- (7) その他連携プラットフォームの事業推進に関する事項

（協力機関の役割）

第4条 協力機関は、連携プラットフォームの活動や運営に関し、連携校と協議の上、助言、協力又は支援を行うものとする。

（情報の保持）

第5条 この協定に基づき連携を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（経費）

第6条 協力機関が、連携プラットフォームの会議、活動等に参加する場合の旅費等については、原則として当該機関の負担とする。

（事務局）

第7条 連携プラットフォームの代表校を西九州大学短期大学部とし、連携校の集約事務処理は西九州大学短期大学部事務局において処理する。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和12年3月31日までとする。ただし、本協定は、有効期間満了の90日前までに協力機関から文書により終了の申出がない限り、更に1年ごとに自動的に延長されるものとする。

(補則)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は、本協定及び「九州短期大学共創プラットフォームの組織に関する規程(令和7年9月24日制定)」に定めのない事項については、連携校と協力機関が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、新たに参画する協力機関の代表者が署名の上、代表校と新規参画協力機関が各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

西九州大学短期大学部 学長 福 元 裕 二

長崎短期大学 学長 安 部 恵 美 子

長崎女子短期大学 学長 橋 本 剛

新規参画協力機関

代表者 _____

九州短期大学共創プラットフォーム新規参画協定書

（目的）

第1条 この協定は、九州短期大学共創プラットフォーム協定書（令和7年3月25日締結。以下「既存協定」という。）に基づき、新規外部参画機関がその趣旨に賛同して九州短期大学共創プラットフォーム（以下「連携プラットフォーム」という。）に参画することを定めるものである。また、新規外部参画機関は、既存協定第1条に掲げる目的（複数の短期大学が人的リソースや各種システムを共同化することにより、効果的・効率的な短期大学運営を実現し、運営機能の共同化・高度化を図る経営改革）を共有し、これを推進することを目的とする。

（参画の位置づけ）

第2条 新規外部参画機関は、既存協定の定めるところに従い、連携プラットフォームの一員として活動する。

（活動）

第3条 新規外部参画機関は、連携校と協議の上、次の事項について可能な範囲で協力又は支援を行う。

- (1) 教育内容（カリキュラム）の充実に関する事項
- (2) 教員や専門人材の相互活用に関する事項
- (3) 学生の学びや活動への支援に関する事項
- (4) 事務運営の効率化に関する事項
- (5) 教職員の研修・能力向上に関する事項
- (6) 施設・設備の共同利用に関する事項
- (7) その他、地域社会と連携した事業推進に関する事項

（新規外部参画機関の役割）

第4条 新規外部参画機関は、連携プラットフォームの活動や運営に関し、連携校と協議の上、助言、協力又は支援を行うものとする。

（情報の保持）

第5条 この協定に基づく活動に際して知り得た秘密情報は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。この義務は本協定終了後も存続する。

（経費）

第6条 新規外部参画機関が、連携プラットフォームの会議、活動等に参加する場合の旅費等については、当該機関の負担とする。

（事務局）

第7条 連携プラットフォームの事務局は、西九州大学短期大学部に置く。

（有効期間）

第8条 本協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和12年3月31日までとする。ただし、本協定は、有効期間満了の90日前までにいずれかの当事者から文書により終了の申出がない限

り、更に1年ごとに自動的に延長されるものとする。

(補則)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は、本協定及び「九州短期大学共創プラットフォームの組織に関する規程(令和7年9月24日制定)」に定めのない事項については、連携校と新規外部参画機関が協議して定めるものとする。

本協定書は2通作成し、新たに参画する外部機関の代表者が署名の上、代表校と新規外部参画機関が各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

西九州大学短期大学部 学長 福 元 裕 二

長崎短期大学 学長 安 部 恵 美 子

長崎女子短期大学 学長 橋 本 剛

新規外部参画機関

代表者 _____